

○小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成5年3月26日

規則第9号

改正 平成8年3月29日規則第18号

平成10年3月27日規則第2号

平成17年3月30日規則第39号

平成28年3月25日規則第12号

令和元年7月1日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成5年小牧市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を要しない建築物)

第2条 条例第4条ただし書に規定する駐車施設を要しない建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園とする。

(承認の申請)

第3条 条例第9条第2項の規定により駐車施設の設置の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、駐車施設/設置/変更/承認申請書(様式第1)正1通及び副2通にそれぞれ駐車施設調書(様式第2)及び別表に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(承認等の通知)

第4条 市長は、前条の規定によりなされた申請について、承認又は不承認を決定したときは、駐車施設/設置/変更/承認(不承認)通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(届出)

第5条 条例第12条の規定により、駐車施設の位置、規模等について、市長に届け出ようとする者は、駐車施設／設置／変更／届出書（様式第4）正1通及び副2通にそれぞれ駐車施設調書及び別表に掲げる図面を添付して市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも、同様とする。

(工事完了届)

第6条 前条の規定により届け出た者は、工事完了後、速やかに工事完了届（様式第5）2通を市長に届け出なければならない。

(身分証明書)

第7条 条例第13条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第6のとおりとする。

(措置命令書)

第8条 条例第14条第3項に規定する措置命令書は、様式第7のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の廃止)

2 小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（昭和62年小牧市規則第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に附則第2項の規定による廃止前の小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の規定によりなされた届出は、この規則の規定によりなされた届出とみなす。

附 則（平成8年規則第18号）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市建築物における駐車施設の附

置等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年規則第2号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年規則第39号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物、位置及び駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地、境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地、境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模及び各部の用途

様式第1(第3条関係)

駐 車 施 設 設 置 変 更 承 認 申 請 書									
(宛先)小牧市長						年 月 日			
設置者						住所 氏名 電話	(印)		
<p>小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>									
申請 駐 車 施 設	設 置 場 所								
	権 利 の 区 分		(1) 所有地 (2) 借 地 (3) その他						
	使 用 承 諾 者	住 所							
		氏 名							
	規 模	駐車ますの大きさ別収容台数及び面積							
		区 分	2.3メートル×5 メートル以上		2.5メートル×6 メートル以上		3.5メートル×6 メートル以上		
			台数	駐車部分の 面積	台数	駐車部分の 面積	台数	駐車部分の 面積	
		建築物内	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	
		建築物外	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	
	計	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル		
※ 条例の規定に よる算定値		台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル		
建 築 物	所 在 地								
	用 途 及 び 規 模		特定用途部分 の 面 積	非特定用途部分 の 面 積	駐車施設部分 の 面 積	合 計			
			平方メ ートル	平方メ ートル	平方メ ートル	平方メ ートル			
	駐車施設を附置で き ない 理 由								
※受 付 年 月 日		年	月	日	第	号			
※確 認 申 請 受 付 年 月 日		年	月	日	第	号			
※確 認 年 月 日		年	月	日	第	号			

(注) ※印欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2(第3条、第5条関係)

駐 車 施 設 調 書									
建築主の住所及び氏名									
建築物所在地									
駐車施設設置場所									
設計者の住所及び氏名									
施工者の住所及び氏名									
主 要 用 途		構造		階数					
申請の部分		申請以外の部分		合 計					
敷地面積 (平方メートル)									
建築面積 (平方メートル)									
延べ面積 (平方メートル)									
種 別		新 築 増 築 用途変更		地域地区					
建 築 物 内 の 駐 車 施 設									
階		階	階	階	階	階	階	階	合 計
駐車部分の面積 (平方メートル)									
車路の面積 (平方メートル)									
その他 (平方メートル)									
合 計(平方メートル)									
駐 車 台 数 (台)									
型 式									
摘 要									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3(第4条関係)

設置承認(不承認)通知書
 駐車施設 変更

年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付けで申請のありました次の駐車施設については、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第2項の規定により、その位置、規模等について、適当とみなし、承認したことを通知します。
 (不承認)

建 築 物							
所在地							
延べ面積							
構造・階数							
建築確認年月日							
承認申請受付年月日							
駐 車 施 設							
設置場所							
規 模	区 分	駐車ますの大きさ別収容台数及び面積					
		2.3メートル×5メートル以上		2.5メートル×6メートル以上		3.5メートル×6メートル以上	
		台数	駐車部分の面積	台数	駐車部分の面積	台数	駐車部分の面積
	建築物内	台	平方メートル	台	平方メートル	台	平方メートル
	建築物外	台	平方メートル	台	平方メートル	台	平方メートル
	計	台	平方メートル	台	平方メートル	台	平方メートル
条例の規定による算定値		台	平方メートル	台	平方メートル	台	平方メートル

(注) この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(小牧市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4(第5条関係)

駐 車 施 設 設 置 届 出 書
設 置 変 更

年 月 日

(宛先)小牧市長

住所
 設置者 氏名 (印)
 電話

小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

駐 車 施 設	設 置 場 所		駐車ますの大きさ別収容台数及び面積					
	区 分	2.3メートル×5 メートル以上		2.5メートル×6 メートル以上		3.5メートル×6 メートル以上		
		台数	駐車部分の 面 積	台数	駐車部分の 面 積	台数	駐車部分の 面 積	
建 築 物 内 敷 地 外	建 築 物 内	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	
	建 築 物 敷 地 内	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	
	建 築 物 敷 地 外	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	
	計	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	
	※ 条例の規定に よる算定値	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	
建 築 物	建 所 在 地		特定用途部 分の面積	非特定用途 部分の面積	駐車施設部 分の面積	合 計		
	用 途 及 び 規 模		平方メ ートル	平方メ ートル	平方メ ートル	平方メ ートル		
※受付年月日		年 月 日		第 号				
※確認申請受付年月日		年 月 日		第 号				
※確認年月日		年 月 日		第 号				
摘 要								

(注) ※印欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5(第6条関係)

工 事 完 了 届

年 月 日

(宛先)小牧市長

住所

設置者 氏名



電話

小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出書受付年月日	年 月 日 第 号						
承認年月日	年 月 日 第 号						
建築物所在地							
地域地区							
駐 車 施 設	設置場所						
	区 分	駐車ますの大きさ別収容台数及び面積					
		2.3メートル× 5メートル以上		2.5メートル× 6メートル以上		3.5メートル× 6メートル以上	
		台数	駐車部分の 面積	台数	駐車部分の 面積	台数	駐車部分の 面積
	建築物内	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル
	建築物敷地内	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル
	建築物敷地外	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル
	計	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル
※ 条例の規定 による算定値	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	台	平方メ ートル	
※ 検 査 欄							

(注) ※印欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6(第7条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
職氏名
年 月 日生
上記の者は、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第13条の規定により、立入検査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
小牧市長 印

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 本証は、建築物又は駐車施設の立入検査をする場合は、常時携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。3 本証を損傷し、又は紛失したときは、理由を付して直ちに届け出なければならない。4 本証は、資格を失つたときは、直ちに返還しなければならない。
小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(抜粋) (立入検査)
第13条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦64ミリメートル、横91ミリメートルとする。

措 置 命 令 書

第 号

年 月 日

様

小牧市長



建築物の所在地

建築物の用途及び規模

上記の建築物は、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第14条の規定により、次のとおり措置を命ずる。

1 措 置

2 理 由

(注) この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(小牧市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 (第 3 条関係)

様式第 2 (第 3 条、第 5 条関係)

様式第 3 (第 4 条関係)

様式第 4 (第 5 条関係)

様式第 5 (第 6 条関係)

様式第 6 (第 7 条関係)

様式第 7 (第 8 条関係)